

告 示

埼玉県告示第千百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画道路三・一・二上尾バイパス及び三・四・六三谷橋大間線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

鴻巣市大間字原の一部

ロ 削除する土地の区域

鴻巣市大間字原、字内谷及び字沼田の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市整備部都市計画課、北本市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで